内部管理態勢チェックシート

年 　 月 　 日 提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請会社名 | |  |
| 連絡担当者 | 氏名 |  |
| 部署・役職名 |  |
| 電話番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融商品取引業の登録状況 | | ☐１　第一種金融商品取引業  ☑２　第二種金融商品取引業  ☐ (1) 電子募集取扱業務  ☐ (2) 電子申込型電子募集取扱業務  ☐３　投資助言・代理業  ☐４　投資運用業 |
| 取り扱うみなし有価証券、業務等について（※　金商業登録申請書・業務方法書上のもの） | | |
|  | 種類※ | １　信託受益権  ☐ (1) 不動産  ☐ (2) 上記(1)以外  ２　外国の信託受益権  ☐ (1) 不動産  ☐ (2) 上記(1)以外  ☐３　合同会社の社員権及び一定の合名会社・合資会社の社員権  ☐４　外国法人の社員権で上記３の性質を有するもの  ☐５　集団投資スキーム持分（ファンド）  ☐６　外国集団投資スキーム持分（外国ファンド）  ☐７　学校貸付債権 |
|  | 業務※ | ☐１　自己募集又は自己私募  ☐２　売買又は売買の媒介  ☐３　募集・売出しの取扱い等 |
|  | 対象顧客 | ☐１　一般投資家（特定投資家以外の顧客）  ☐２　特定投資家  ☐３　該当・業務実績なし |
| 資本金の額 | | 百万円（単位未満切捨て） |
| 役職員数（人） | | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | 役　員 | | 使用人 | 計 | |  |  |  | うち非常勤 | | 総　数 | |  |  |  |  | |  | うち二種業 |  |  |  |  | |
| 加入する金融商品取引業協会 | | ☐１　日本証券業協会  ☐２　投資信託協会  ☐３　日本投資顧問業協会  ☐４　金融先物取引業協会  ☐５　日本STO協会  ☐６　日本暗号資産取引業協会 |

【　留意事項　】

１．本チェックシートでは、入会申請会社において、入会に先立ち、法令等の遵守及び投資者保護の重要性をより一層認識していただくとともに、内部管理体制・態勢の整備状況について点検・確認をお願いするものです。

２．各項目の該当するチェックボックス（□）に「✓」を付けてください。なお、「いいえ」と回答された場合には、記入欄に、その理由（例：「現在当該業務を行っていないため」、「現在対応中であり、○年○月完了予定」等）を御記入ください。

３．提出日現在の状況について必要な事項を記載し、他の入会申請書類と併せて御提出ください。

４．本チェックシートに記載していただく個人情報は、本協会の入会審査のために使用するもので、他の目的には使用いたしません（本目的の範囲内で必要に応じ、担当者様に御連絡させていただきます）。

【　法令名等の略称　】

法令諸規則等の名称は以下の略称を用いています。

○　金商法：金融商品取引法

○　定義府令：金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

○　金商業等府令：金融商品取引業等に関する内閣府令

○　監督指針：金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

○　定款：本協会「定款」

○　定款施行規則：本協会「定款の施行に関する規則」

○　広告規則：本協会「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」

○　投資勧誘規則：本協会「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」

○　内部管理統括責任者規則：本協会「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」

○　反社規則：本協会「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」

【チェック項目】

| NO. | 点検項目 | （参照）監督指針等 |
| --- | --- | --- |
| １．経営管理 | | |
| 1-1 | 取締役会等（取締役会、理事会その他会社の業務執行に関する意思決定を行う機関をいう。以下同じ。）において、事業年度毎に、経営計画を策定し、社内に周知していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-1(1)② |
| 1-2 | 取締役会等において、コンプライアンスの重要性を認識し、法令等遵守意識・取組みについて、社内会議や研修等を通じ役職員（第二種金融商品取引業に従事する役職員をいう。以下同じ。）に周知・徹底していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-1(1)②  Ⅲ-2-1(1)① |
| 1-3 | 取締役会等の議事録を法令等に従い作成し、適切に保存していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | |  |
| ２．適合性の原則等 | | |
| 2-1 | 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等に即した適正な投資勧誘が行われるよう、マニュアルや社内研修等を通じて役職員に徹底していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-1(1)① |
| 2-2 | 顧客属性等に即した適正な投資勧誘を図るため、顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適切に把握する必要がありますが、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的を把握するために、どのような方法を採っていますか。  ☐イ　顧客カードを作成して顧客の属性等を把握している  ☐ロ　その他の方法   |  | | --- | |  |   ☐ハ　採っていない   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-1(1)② |
| ３．営業員管理態勢 | | |
| 3-1 | 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等に即した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員（第二種金融商品取引業に従事する営業員をいう。以下同じ。）の勧誘実態、顧客の取引実態を把握するため、どのような方法を採っていますか。  ☐イ　必要に応じて顧客と面談を行う  ☐ロ　その他の方法   |  | | --- | |  |   ☐ハ　採っていない   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-2(1)① |
| 3-2 | 役職員の法令等遵守意識の徹底に関して、社内研修又は外部研修等を定期的に実施していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-2(1)② |
| 3-3 | 本協会の内部管理統括責任者規則では、第二種業内部管理統括責任者を定め、事業年度毎に、原則１回、本協会の「第二種業内部管理統括責任者研修（義務研修）」の受講が義務付けられています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 内部管理統括責任者規則第７条第１項 |
| 3-4 | 本協会の内部管理統括責任者規則では、第二種業内部管理責任者及び第二種業営業責任者の配置と、定期的な社内研修の実施を求めています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 内部管理統括責任者規則第６条第１項、第７条第２項 |
| ４．広告等の規制 | | |
| 4-1 | 第二種金融商品取引業者が行う広告等として、金商法では、「広告」及び「広告類似行為」が規制対象とされ、「広告類似行為」は、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール又はビラ・パンフレット配布などの「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」と規定されています。広告等は作成されていますか。  ☐イ　はい   * 4-2～4-5にお進みください。   ☐ロ　いいえ   * 4-5にお進みください。 | 金商法第37条、金商業等府令第72条、広告規則第２条 |
| 4-2 | 第二種金融商品取引業者が行う広告等の表示は、投資者への投資勧誘の導入部分にあたり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が適正な投資勧誘の履行を確保する観点から重要となります。本協会の広告規則では、あらかじめ、広告等の内容の審査を担当する広告審査担当者の配置を求めています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-3-3(1)⑤  広告規則第10条第２項 |
| 4-3 | 広告等を行う際、以下の事項に関して審査をする基準を設定していますか。  (1)顧客が支払うべき手数料の表示は適切か。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (2)リスクに関する明確な表示がなされているか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (3)文字の大きさや記載の場所に鑑み、明瞭かつ正確な表示であるか、特にリスクに関する表示は明瞭かつ正確な表示であるか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (4)長所のみを強調していないか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (5)誇大広告となっていないか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (6)セミナー等の場合には、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを明確に表示しているか。  ☐イ　はい  ☐ロ　セミナー等は実施していない  ☐ハ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-3(1)①②③④ |
| 4-4 | 本協会の広告規則では、作成、交付又は配付した広告等について適正な期間保存を求めています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 広告規則第11条 |
| 4-5 | 第三者が作成した資料を顧客に配付・説明する場合であっても、その内容によっては、広告等に該当する場合があります。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ |  |
| ５．顧客に対する説明態勢 | | |
| 5-1 | 契約締結前交付書面を作成・交付していますか。  ☐イ　はい  ※　5-2～5-11にお進みください。  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   ※　5-5～5-11にお進みください。 | 金商法第37条の３ |
| 5-2 | 契約締結前交付書面には、次の共通事項が適切な記載方法（注）に従って記載されていることを確認していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   ①　当該金融商品取引業者等の商号、名称または氏名及び住所  ②　金融商品取引業者等である旨及び登録番号  ③　当該金融商品取引契約の概要  ④　顧客が支払うべき手数料等の対価  ⑤　元本損失が生ずるおそれがある場合にはその旨  ⑥　元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその旨  ⑦　契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨  ⑧　委託証拠金等の額または計算方法  ⑨　金利等の指標にかかる変動を直接の原因として元本損失が生ずるおそれがある場合にはその指標及び理由  ⑩　金利等の指標にかかる変動を直接の原因として元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその指標及び理由  ⑪　金融商品取引業者等の業務・財産状況変化を直接の原因として元本損失が生ずるおそれがある場合にはその旨、当該者及びその理由  ⑫　金融商品取引業者等の業務・財産状況変化を直接の原因として元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその旨、当該者及びその理由  ⑬　当該金融商品取引契約に関する租税の概要  ⑭　契約終了事由がある場合にはその内容  ⑮　クーリング・オフ規定の適用の有無  ⑯　クーリング・オフ規定の適用がある場合にはその内　　容  ⑰　当該金融商品取引業者等の概要  ⑱　当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要  ⑲　顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法  ⑳　当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会の有無及び加入している場合にはその名称ならびに対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無及び加入等している場合にはその名称  　指定紛争解決機関が存在する場合には手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号・名称、または指定紛争解決機関が存在しない場合にはその苦情処理措置・紛争解決措置の内容  　当該有価証券の譲渡に制限がある場合には、その旨及び当該制限の内容  （注）適切な記載方法については、金商業等府令第79条に文字・数字の大きさや記載順等が定められております。 | 金商法第37条の３第１項  金商業等府令第79条、第82条、第83条 |
| 5-3 | 契約締結前交付書面のうち、次の事項については、枠の中に12ポイント以上の大きさの文字で記載されていることを確認していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   ①　顧客が支払うべき手数料等の対価  ②　元本損失が生ずるおそれがある場合にはその旨  ③　元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその旨  ④　金利等の指標にかかる変動を直接の原因として元本損失が生ずるおそれがある場合にはその指標及び理由  ⑤　金利等の指標にかかる変動を直接の原因として元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその指標及び理由  ⑥　金融商品取引業者等の業務・財産状況変化を直接の原因として元本損失が生ずるおそれがある場合にはその旨、当該者及びその理由  ⑦　金融商品取引業者等の業務・財産状況変化を直接の原因として元本超過損が生ずるおそれがある場合にはその旨、当該者及びその理由  ⑧　クーリング・オフ規定の適用の有無 | 金商業等府令第79条第２項 |
| 5-4 | 契約締結前交付書面の記載事項には、共通記載事項に加え、金融商品・取引に応じた追加記載事項が定められています。追加記載事項が法令等に遵守して適正であるかどうか確認していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | 金商業等府令第84条から第92条の２ |
| 5-5 | 営業員が顧客に対して、以下の点を踏まえて、適切な商品・サービス・リスクについて説明を実施していますか。  (1)基本的な商品性・リスクの内容、種類や変動要因を顧客に説明しているか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (2)取引のメリットのみを強調する説明、虚偽、断定的判断を伴う説明、誤解を与えるような説明、恣意的、主観的な説明はないか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-4(1)② |
| 5-6 | 営業員は、商品・サービスの勧誘・販売に当たっては、顧客の投資意向・投資経験等の顧客の属性を踏まえ、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行う必要があります。この説明に関して、マニュアルや社内研修等を通じて営業員に周知・徹底していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-4(1)①② |
| 5-7 | 集団投資スキーム持分（ファンド）を取り扱う際には、匿名組合契約等の概要、当該ファンドが現に行っているファンドスキーム、投資対象事業の概要及び当該契約に基づく権利や投資対象事業等のリスクに関する説明が、出資者（顧客）に対して十分に行われることが求められています。マニュアルや社内研修等を通じて営業員に周知・徹底していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　ファンドを取り扱っていない  ☐ハ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅴ-2-1-1(4)① |
| 5-8 | （5-7でイと回答の場合）  出資者（顧客）に対して十分な説明が行われているかを確認するため、どのような方法を採っていますか。  ☐イ　書面（確認書等）を徴求している  ☐ロ　別の者が面談、電話により確認している  ☐ハ　その他   |  | | --- | |  |   ☐ニ　採っていない   |  | | --- | |  | |  |
| 5-9 | 「業務及び財産の状況に関する説明書（いわゆる「ディスクロージャー誌」）」、又は「事業報告書の写し」をすべての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、公衆の縦覧に供していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-3-4(2)① |
| 5-10 | 個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護に関する法令等の規定を踏まえ、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し防止に係る措置等について、マニュアルや社内研修等を通じて営業員に周知・徹底されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-4(1)①②③④ |
| 5-11 | 個人情報の漏えい等が発生した場合に、対象となった顧客等への通知・説明、当局への報告等が求められています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-4(1)⑤ |
| ６．取引時確認、疑わしい取引の届出義務 | | |
| 6-1 | 市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者等が、組織的犯罪やマネーローンダリング等に関与し、あるいは利用されることがあってはならず、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する手続を実施する体制の整備が求められています。そこで、取引時確認手続や疑わしい取引の届出について、マニュアルや社内研修等を通じて役職員に周知・徹底されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-6(1)②③ |
| 6-2 | 取引時確認に関する記録は作成され、保存されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-6(1)② |
| 6-3 | 取引時確認情報等の信憑性・妥当性に疑義が生じた場合やなりすましの疑いが生じた場合、内部管理・監査部門（法令等遵守指導部門、内部監査部門及びこれらの部門の担当者をいう。以下同じ。）に速やかに報告することが求められています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-6(1)② |
| 6-4 | 「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、内部管理・監査部門において、速やかに金融庁（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））に届出を行うことが求められていますが、この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-6(1)③ |
| ７．反社会的勢力の排除、関係遮断 | | |
| 7-1 | 本協会の反社規則では、初めて自己募集その他の取引等を行う顧客から反社会的勢力でない旨の確約を求めています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 反社規則第５条 |
| 7-2 | 本協会の反社規則では、契約書や取引約款等に、いわゆる暴排条項を規定することを求めています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ハ　いいえ | 反社規則第６条 |
| 7-3 | 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報収集等を行っていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-11(2)② |
| 7-4 | 顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合（判明した場合を含む。）、及び不当要求がなされた場合、内部管理・監査部門及び経営陣に速やかに報告することが求められています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-11(2)②⑤⑥ |
| 7-5 | 内部管理・監査部門及び経営陣は、不当要求行為等について、その内容を確認・把握し、対応を指示することが求められています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-11(2)②⑤⑥ |
| 7-6 | 不当要求行為等があった場合、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に連絡・相談されていますか（連絡・相談することとしている）。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-11(2)②⑤⑥ |
| 7-7 | 反社会的勢力の排除、関係遮断に向けて、社内に、不当要求防止責任者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める責任者）などの担当者は配置されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | |  |
| ８．顧客資産の分別管理 | | |
| 8-1 | 信託受益権又は集団投資スキーム持分（ファンド）について、次のいずれかの業務を行っていますか。  ☐イ　自己募集・自己私募   * 8-3～8-7にお進みください。   ☐ロ　募集・私募等の取扱い   * 8-2～8-7にお進みください。   ☐ハ　売買・売買の媒介   * 9-1にお進みください。   ☐ニ　現在上記イ～ハの業務は行っていない   * 9-1にお進みください。 |  |
| 8-2 | 信託受益権又は集団投資スキーム持分（ファンド）の募集・私募等の取扱い（注）に関して、顧客から預託を受けた金銭について、どのような方法で分別管理されていますか。  ☐イ　有価証券等管理業務により分別管理を行うこととしている。  ☐ロ　特定有価証券等管理行為により分別管理を行うこととしている。  ☐ハ　顧客から金銭の預託は受けない（直接営業者の銀行口座等（顧客から出資・拠出された金銭であることがその名義により明らかな口座等に限る。）に振り込まれる）。  （注）信託受益権等の売買や売買の媒介は含まれません。 | 金商法第28条  定義府令第16条 |
| 8-3 | 平成26年４月１日以降、集団投資スキーム持分（ファンド）の自己募集又は募集・私募等の取扱いを行いましたか。  ☐イ　はい   * 8-4～8-7にお進みください。   ☐ロ　いいえ   * 9-1にお進みください。 |  |
| 8-4 | 金商法第40条の３（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）では、集団投資スキーム持分（ファンド）の募集・私募の取扱いの受託を行う場合に、投資家から出資された金銭が分別管理されていることが契約その他の法律行為において確保されていない状態で当該ファンドの募集・私募の取扱いを行うことが禁止されています。集団投資スキーム持分（ファンド）の顧客資産の分別管理の方法について、ファンドの規約等で、次の事項が義務付けられていることを確認していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   (1) 事業者において、投資家から出資・拠出された金銭を充てて行われる事業の対象及び業務の方法を明らかにすること。  (2) 事業者において、投資対象事業に係る財産と当該事業者の財産がそれぞれ区分して経理すること。  (3) 事業者において、次の方法により、投資家（出資者）から出資・拠出された金銭が分別管理されること。  ①　有価証券等管理業務を行う他の金融商品取引業者等への預託  ②　投資家（出資者）から出資・拠出された金銭であることがその名義により明らかな預金又は貯金  ③　投資家（出資者）から出資・拠出された金銭であることがその名義により明らかな信託銀行等への元本補填付金銭信託 | 金商法第40条の３  金商業等府令第125条 |
| 8-5 | いわゆる事業型ファンド（投資家からの出資金を主として有価証券・デリバティブ取引に対する投資以外の事業に運用するファンド）の顧客資産の分別管理の状況について、次の事項を契約締結前交付書面に記載し、投資家に交付されていることを確認していますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   １．次の(1)から(3)に掲げる金銭の分別管理の方法の区分に応じた事項  (1) 有価証券等管理業務を行う他の金融商品取引業者等への預託による場合  ①　預託先の商号又は名称  ②　預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地  ③　預託の名義  ④　預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項  (2) 預金又は貯金による場合  ①　預金又は貯金の口座のある銀行等の商号又は名称  ②　預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地  ③　預金又は貯金の名義  ④　預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項  (3) 信託銀行等への元本補填付金銭信託による場合  ①　金銭信託の受託者の商号又は名称  ②　金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地  ③　金銭信託の名義  ④　金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項  ２．事業者において、投資家から出資・拠出された金銭と事業者の固有財産その他事業者の行うその他の事業に係る財産との分別管理の実施状況  ３．上記２について、実施状況の確認を行った方法  ４．出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項  (1) 投資家から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針  (2) 投資家から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割  ５．投資家から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称 | 金商業等府令第92条の２ |
| 8-6 | 平成27年５月に施行された金商法第40条の３の２（金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）では、金融商品取引業者等が集団投資スキーム持分（ファンド）の自己募集又は募集の取扱い等を行う場合に、投資家から出資された金銭が対象事業に充てられていないことを知りながら、当該ファンドの自己募集又は募集の取扱い等を行うことが禁止されています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 金商法第40条の３の２  投資勧誘規則第８条 |
| 8-7 | 本協会の投資勧誘規則では、集団投資スキーム持分（ファンド）について、営業者へのヒアリングや決算報告書、運用報告書などにより、運用状況や分別管理の状況等について確認が求められています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 投資勧誘規則第７条 |
| ９．苦情等への対処 | | |
| 9-1 | 契約締結前交付書面の交付に関し、記載事項である金融ADR制度（FINMAC、弁護士会など）についての説明を行っていますか。  ☐イ　はい   |  | | --- | | ☐ロ　いいえ | | Ⅲ-2-5-2-2(2)③ |
| 9-2 | 苦情等の受付状況や処理状況について、記録を作成することとしていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-5-1(2)⑤ |
| 9-3 | 顧客から苦情等の申出があった場合、内部管理・監査部門に速やかに報告が行われますか(報告することとしている)。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-5-1(2)③⑤ |
| 9-4 | 内部管理・監査部門では、顧客から申出があった苦情等について、その内容を確認・把握し、対応を指示されていますか（指示することとしている）。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | Ⅲ-2-5-1(2)③⑤ |
| 10．金融商品事故等への対処 | | |
| 10-1 | 金融商品事故等（注）が発生した場合、内部管理・監査部門に速やかに報告が行われますか（報告することとしている。）。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   （注）金融商品事故等とは、次のいずれかをいいます。  １．金商業等府令第199条第７号に規定する法令等に反する行為  ２．金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。  ３．その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記１又は２に掲げる行為に準ずるもの。 | Ⅲ-2-2(1)① |
| 10-2 | 内部管理・監査部門では、発生した金融商品事故等について、その内容を確認・把握し、対応を指示されていますか（指示することとしている）。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-2-2(1)① |
| 10-3 | 金融商品取引業者は、金融商品事故等があったことを知った場合、及びその詳細が判明した場合には、金融庁（財務局）に届け出なければならないこととされています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 金商業等府令第199条第７号、第８号 |
| 11．法定帳簿 | | |
| 11-1 | 第二種金融商品取引業者が作成・保存すべき法定帳簿として、次の１から３の書面、帳簿、記録が定められていますが、取り扱う金融商品・取引に応じて作成・保存すべき法定帳簿を確認されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  |   １．金商法の行為規制に伴う書面（又はその写し）  ①　特定投資家又は一般投資家への移行に際しての交付書面の写し  ②　契約締結前交付書面の写し  ③　契約締結時等交付書面の写し  ④　契約変更書面の写し  ⑤　特定投資家への移行に際しての同意書面  ２．帳簿書類  ①　注文伝票  ②　取引日記帳  ③　媒介又は代理に係る取引記録  ④　募集・売出し・私募・特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録  ⑤　募集・売出し・私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録  ⑥　顧客勘定元帳  ３．特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録 | Ⅲ-3-3 |
| 11-2 | 第二種金融商品取引業の法定帳簿について、その作成、管理・保存に関し、マニュアルや社内規程等は作成されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ   |  | | --- | |  | | Ⅲ-3-3(6)⑨ |
| 12．当局、協会への届出・報告 | | |
| 12-1 | 金融商品取引業者は、金商法第29条の２第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる事項（登録金融機関にあっては金商法第33条の３第１項各号に掲げる事項をいう。）について変更があったときは、その日から２週間以内にその旨を金融庁（財務局）に届け出なければならないこととされています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ |  |
| 12-2 | 金融商品取引業者は、金商法第29条の２第１項第５号及び第６号に掲げる事項（業務の種別等）について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁（財務局）の行う変更登録を受けなければならないこととされています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ |  |
| 12-3 | 金融商品取引業者は、金商法第29条の２第２項第２号に掲げる書類（業務方法書等）に記載した業務の内容又は方法（登録金融機関にあっては金商法第33条の３第２項第２号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法をいう。）について変更があったときは、遅滞なく、その旨を金融庁（財務局）に届け出なければならないとされています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ |  |
| 12-4 | 本協会の定款施行規則その他の規則の定めにより、届出又は報告が必要とされる場合に該当することとなったときは、遅滞なく協会に届出又は報告を行うこととなっています。この点、認識されていますか。  ☐イ　はい  ☐ロ　いいえ | 定款第15条  定款施行規則第４条、第５条 |

以　上